

神戸市立青少年科学館展示室等改修業務（第2期）  
委託募集要項（公募型プロポーザル）

令和6年8月8日

神戸市文化スポーツ局文化交流課

## 1 案件名称

神戸市立青少年科学館展示室等改修業務（第2期）

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的と概要

神戸市立青少年科学館は1984年の開館以来40年目を迎える。開館以来数年ごとに少しずつ更新を重ねたが、開館から30年近く展示物の大規模な更新が行われず、展示物の陳腐化が進み、施設を含め科学館自体の古さが目立つようになった。これまでも部分的に展示室の更新を実施してきた。しかし、約3分の2の展示室の展示更新が永らく行われていないため、リニューアルした展示室との差が際立つようになってきている。そこで、2023年5月に展示更新検討会を立ち上げ、1階の2つの展示室のリニューアルを2024年度末完成を目指して実施している。

今回は、リニューアルの第2期として、新館の2階、3階のリニューアルを実施する。2階の展示室は、従来の第4展示室と第5展示室を統合し、生命に関する展示と神戸の産業に関する展示室とする。3階には複数の実験室や工作室を設置することで、平日の学校団体の理科実験や休日等のクラブ活動や教育普及活動、ワークショップに対応し、今まで十分に対応できていなかったクラブ活動や教育普及事業の参加希望者をできる限り受け入れられるようにする。

また、展示室の大規模リニューアルを実施するのに合わせて、当該階の2つの便所の改修を実施する。時代の流れに対応した展示を行うことにより、家庭や学校ではできない体験を通し、科学への興味・関心、知的好奇心、創造性を育める場とする。そのための展示等のノウハウやアイデアを有する事業者を選定することを目的にプロポーザルを実施する。

### (2) 業務内容

神戸市立青少年科学館展示室等改修（第2期）業務仕様書（以下、「仕様書」という。）及び「神戸市立青少年科学館便所改修仕様書」（以下、「便所仕様書」という。）のとおり。

### (3) 事業規模（契約上限額）

金394,000,000円（消費税含む）以内とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。（上記金額を超える見積書の提出は不可）

### (4) 契約期間

契約日から令和8年3月25日まで

詳細な業務実施期間については、契約締結時に決定する。

### (5) 履行場所

神戸市立青少年科学館

住所 神戸市中央区港島中町7-7-6

### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

2期払いとする。第1期は令和6年度末に展示場内装等設計業務分について51,000,000円(消費税等を含む)を上限に、第2期は全ての業務完了後に343,000,000円(消費税等を含む)を上限に、各々、当該業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

なお、契約内容の加除を求める場合は、定められた期間内に「質問書」にその内容を記載し提出すること。

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和6・7年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。  
ただし、神戸市入札参加資格を有しない場合は、下記の書類を提出すること。  
ア 登記事項に関する履歴事項全部証明書  
イ 納税証明書(国税及び地方税)
- (3) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。)でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 団体、代表者が国税(法人税、所得税、消費税(地方消費税を含む))又は神戸市税を、滞納又は未申告である団体でないこと。
- (7) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- (8) 現地説明会に参加した団体であること。
- (9) 直近10年間(平成26年度から令和5年度までの契約)において、元請として博物館、科学館(科学博物館、サイエンスセンター等)の常設展示で1,000㎡以上の施工(展示物製造等)実績があること。
- (10) 共同企業体(以下JVという)で参加しようとする場合は、(9)の条件を満たす事業者が代表事業者となること。また、地元企業以外が代表事業者になる場合も、可能な限りJVに地元企業(神戸市内に本社を置く)を参加させること。  
代表事業者は上記(1)から(9)までの条件を、JVを構成するその他の事業者は上記(1)

から（7）までの条件を満たすこと。

代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

地元企業と共同してプロポーザル選考に参加する場合の加点について次の通りとする。

ア JVの代表事業者と構成事業者の全員が地元の場合、内容点に30点を加点する。

イ JVの代表事業者と構成事業者が地元と地元以外の場合、内容点に5点を加点する。

## 5 スケジュール

(1) 公募開始	令和6年8月8日(木)
(2) 参加表明書の提出	令和6年8月21日(水) 午後5時必着
(3) 参加申請関係書の提出期限	令和6年8月21日(水) 午後5時必着
(4) 現地説明会開催日	令和6年8月29日(木)
(5) 質問票提出期限	令和6年8月30日(金)
(6) 参加資格適否通知及び登録番号の交付	令和6年9月2日(月)
(7) 質問に関する回答	令和6年9月6日(金)(予定)
(8) 企画提案書の提出期間	令和6年10月7日(月) 午後5時必着
(9) プレゼンテーション	令和6年10月中旬(予定)
(10) 選定結果通知	令和6年10月下旬(予定)
(11) 契約締結	令和6年11月上旬(予定)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加表明書の提出

#### ア 提出書類

##### ① 参加表明書(様式1号-1)

#### イ 提出部数 1部

#### ウ 提出先 神戸市文化スポーツ局 文化交流課 電話番号:078-322-5786

#### エ 提出方法 PDFにして電子メールにて提出

電子メールアドレス:kagakukan@office.city.kobe.lg.jp

電子メールの件名を「神戸市立青少年科学館展示室改修業務(企業名)」とすること。

代表事業者の名前で送付のこと。送付後は申込先に電話連絡を行うこと。

#### オ 提出期間 令和6年8月21日(水) 午後5時まで

※参加表明書を提出した団体へのみ、「青少年科学館展示更新計画第2期」、「便所改修図面」等を送付する。

### (2) プロポーザル参加申込書等の提出

#### ア 提出書類

##### ① 参加申込書(様式第1号-2)

##### ② 共同企業体認定申請書兼協定書(様式第2号)

##### ③ 会社概要(様式第3号)

##### ④ 類似業務実績確認書(様式第4号)

類似業務の実績を証する書類を添付すること(業務内容がわかる契約書の写し及び仕様書等)。

- ⑤ 誓約書（様式第5号）  
神戸市入札参加資格を有しない場合は、下記の書類も併せて提出すること。
- ⑥ 登記簿謄本または登記事項全部証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの】
- ⑦ 団体の直近の税務申告書及び納税証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの】

イ 提出部数 2部（正本1部・副本1部）

ウ 提出先 神戸市文化スポーツ局 文化交流課

所在地：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

電話番号：078-322-5786

エ 提出方法

持参または郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。提出期限必着のこと。）によること。封筒に入れ「青少年科学館展示室等改修業務参加申込書在中」と封筒表に朱書すること。

ただし、送付途上での事故については、一切責任を持たない。郵送等の場合は、提出期限必着。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。午前9時～正午、午後1時～午後5時

オ 提出期間 令和6年8月21日（水）午後5時まで

カ 参加資格適否の通知及び登録番号交付

参加申請書提出者には、本プロポーザルへの適否について、令和6年9月2日（月）に電子メールで通知する。参加を認めた団体には、登録番号の交付を行う。

プロポーザルに参加する団体は提案書全頁の右下に登録番号を付すこと。

キ 参加辞退

参加申込後であっても参加を辞退することができる。その場合は「参加辞退届（様式第8号）」を企画提案書の提出期限までに持参または郵送にて提出すること。

なお、すでに受理した参加申込書等の書類一切は返却しない。

### （3）現地説明会の実施

現地説明会を実施する。また、写真の撮影についても、同日に限り許可する。撮影は、来館時に受付で手続きをし、所定の許可証を着用したうえで他の来館者の迷惑にならないように行うこと。

ア 日時 令和6年8月29日（木）10時から12時まで

イ 実施場所 神戸市立青少年科学館

ウ 申込先 神戸市文化スポーツ局文化交流課

電子メールアドレス：kagakukan@office.city.kobe.lg.jp

エ 申込方法 現地説明会参加申込書（様式第6号）に必要事項を記入のうえ、電子メールで提出するものとする。なお、電子メールの件名を「神戸市立青少年科学館展示室等改修業務現地説明会申込（事業者名）」とすること。なお、共同企業体の場合は、共同企業体名とすること。送付後は申込先に電話連絡を行うこと。

オ 受付期間 令和6年8月19日（月）から8月26日（月）午後5時まで

カ その他 プロポーザルに参加する団体は、必ず現地説明会に出席しなければならない。

なお、参加人数は、各団体3名以内とする。

気象警報発令等で、科学館が閉館中の場合、説明会の日時を変更する場合は、その際は、説明会の参加申込を行った団体に電子メールで連絡する。

### （4）質問の受付

ア 受付期間 令和6年8月21日（水）から令和6年8月30日（金）午後5時まで

イ 提出場所 神戸市文化スポーツ局文化交流課

電子メールアドレス：kagakukan@office.city.kobe.lg.jp

ウ 提出方法

様式第7号に簡潔にまとめ、電子メール（テキストデータ：ワード等）で提出する。

※ 画像データは不可

※ 件名を【青少年科学館プロポーザル質問（団体名）】とすること

※ 送信後2日を超えて受領連絡の返信メールがない場合は、受信されているかの確認を電話にて行うこと

エ 回答 質問内容及び回答は、参加申請者のうち参加資格を有する者全員に対して、電子メールにより、令和6年9月6日（金）（予定）に行う。ただし、質問内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

(5) 企画提案書の作成要領

企画提案書には、様式に沿って、次の項目について記載すること。

ア 提案にあたって参酌すべき事項

「神戸市立青少年科学館展示更新計画 第2期」（以下、「更新計画」という。）

「神戸市立青少年科学館展示更新デザインルール」（以下 「デザインルール」）

「いのち」内「人体をめぐる展示」コーナーの概要

「くらし」内「水素関連の展示」コーナーの概要

イ 企画提案内容

- ① 新館2階の改修及び展示物の改修、新設
- ② 新館3階の改修及び実験室、工作室の整備
- ③ 新館2階、企業協力展示の導入に関する調整及び管理
- ④ 新館2階、3階便所の改修

ウ 企画提案書の記載事項（1案に限る）

① 企画提案

a 新館2階についてのリニューアルイメージ

I) フロア全体のイメージ

II) 「いのち」内「人体をめぐる展示」コーナーについて、別途配付資料を参考に、それらの展示と企業展示とのつながりを効果的に伝える展示デザイン・工夫を提案

III) 「くらし」内「水素関連の展示」コーナーについて、別途配付資料を参考に展示デザインについての提案

IV) 「くらし」の展示に関して、展示更新基本計画等別紙配布資料を参考に、キーワードを設定し、神戸のものづくりに関する展示ストーリーを提案

※吹き抜けの効果的な活用方法があれば提案すること。

b 新館3階のリニューアルイメージ

提案者の考える3階の実験室、工作室のリニューアルイメージを提案すること。

I) フロア全体のイメージ

II) 実験室のレイアウトおよび活用イメージ

III) 工作室のレイアウトおよび活用イメージ

・その他、実験室・工作室を使用していない時に閑散としないための活用法や運営に関する提案をすること。

このフロアに実験室、工作室以外のものを設置することを妨げるものではない。

- c 企業協力展示を新館3階展示室の「いのち」「暮らし」の各分野に取り入れる展示を行う。

企業協力展示の設置を円滑に推進するための調整及び管理手法（展示物の企画支援、進捗管理、リスク管理、品質管理、組織体制等）について

- d トイレの工期の短縮や開館しながら工事を実施する方法についての提案
- e 展示更新、便所改修にかかる提案額調書及び提案額内訳書
- f 神戸市が設置する展示装置の10年間の保守点検、維持管理等のランニングコスト

② 実務実施体制及び業務計画

- g 本業務の実施体制
- h 業務計画表

③ 業務実績

- i 本業務担当者の経歴
- j 類似業務実績

エ 企画提案書の形式

- ① 主要となる文章の本文で使用する文字は10.5ポイント以上とすること。
- ② 全ての記載事項はA3版横使い横書き左綴り（左余白25mm、カラー可）とすること。  
但し、e提案額調書はA4版で正本のみに添付する。
- ③ 提案書は、項目ごとに以下の枚数とすること。
- ④ 企画提案（a、bで8枚以内、c、d（提案調書を除く）で7枚以内、eで1枚、fで1枚）
- ⑤ 業務実施体制及び業務計画（gで1枚、hで1枚）
- ⑥ 業務実績（iで2枚、jで2枚以内）
- ⑦ 必ず完成品のイメージパースを付けること。（新館2階、新館3階各1枚は頁数には含まない）
- ⑧ 表紙、目次を付けて、通し番号を付すこと（表紙、目次は頁数には含まない）。
- ⑨ 表紙には、業務名称及び提出日付を明記すること。提案団体名は正本1部にのみ記載し副本には記載しないこと。
- ⑩ 登録番号を提案書全頁の右下に付すこと。
- ⑪ 別途、全頁をA4版に縮小した企画提案書（副本2部）も併せて提出すること。

(6) 企画提案書の提出方法等

ア 提出方法

持参または郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。提出期限必着のこと。）によること。封筒に入れ「青少年科学館展示室等改修業務参加申込書在中」と封筒表に朱書すること。

ただし、送付途上での事故については、一切責任を持たない。郵送等の場合は、提出期限必着。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。午前9時～正午、午後1時～午後5時

イ 提出期間 令和6年10月7日（月）必着とする。

ウ 提出部数

A3版企画提案書15部（正本1部・副本14部） A4版企画提案書2部（副本2部）  
及び電子データ（PDF形式）をCD-R又はDVD-Rにて提出する。

※副本については全ての頁において、提案団体の固有名詞は記載しない。

エ その他

提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

## 7 選定に関する事項

### (1) 評価基準

審査は「神戸市立青少年科学館展示室等改修業務審査基準」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

### (2) 選定方法

ア 提案のあった企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を、神戸市立青少年科学館展示室等改修プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、その意見を受けて神戸市が選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

次のとおり、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。実施日時及び実施場所については、後日詳細を通知する。なお、参加人数は各団体5名以内とする。

① 開催日時 令和6年10月中旬 （正式な日時等は別途連絡する）

② 場所 神戸市立青少年科学館

神戸市中央区港島中町7-7-6

③ 所要時間 所要時間：説明20分（質疑応答を除く）

エ 説明資料等

プレゼンテーション時の資料については、事前に提出した企画提案書のみを使用するものとする。また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は受理しない。ただし、提案書に記載した機器等の性能や特徴などを分かりやすく伝えるための映像、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい。提案団体が特定される資料作成や特定を誘導する行為は禁止する。

オ 使用機器等

大型ディスプレイまたはプロジェクターとスクリーンは本市が用意する。その他の機器を使用する場合は、提案者が準備すること。（詳細は別途連絡）

カ 出席しない場合の措置

プレゼンテーションに出席しない場合は、選定から除外する。

### (3) 選考項目

選考項目は別表1のとおり

### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員又は本市職員や神戸市立青少年科学館関係者に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ 提案書等に記載すべき事項に不備がある場合

カ 提案書に記載された本業務担当者が担当できないことが明らかになった場合。

ただし、やむを得ない合理的な理由があると本市が認める場合は除く。

キ 4に定める応募資格の要件を満たさなくなったとき。

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うなど、選定委員会が不適格と認めるとき。

### (5) 選定結果の通知及び公表



- ア 選考結果については、令和6年10月下旬（正式な日時等は別途連絡する）に代表者に電子メール及び郵送により通知するとともに、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。なお、正確な通知日については、別途連絡する。
- イ 選考経緯については、公表しない。
- ウ 選考内容及び結果についての異議・質問等は、一切認めない。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 提出された提案書等は、返却しない。
- イ 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案団体の負担とする。
- ウ 提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案団体が負うものとする。
- エ 提案書等の内容に含まれる著作権は、それぞれの提案団体に帰属するものとするが、選考結果の公表及びその他神戸市が必要と認めるときには、著作権法第18条第3項に基づき、神戸市はこれを無償で使用できるものとする。
- オ 提案団体が提出する書類は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- カ 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式第8号）を提出するものとする。なお、すでに受理した書類一切は返却しない。
- キ 提出期限までに提案書を提出しない団体は、辞退したとみなす。
- ク 複数の団体による共同応募を行う場合は、当該団体を構成するすべての団体について、単独又は他の団体等との共同応募は認めない。（重複応募の禁止）

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1  
神戸市文化スポーツ局文化交流課（電話番号 078-322-5786）  
kagakukan@office.city.kobe.lg.jp